

観光・知人訪問等の目的で短期滞在査証を申請する際に必要な書類等一覧

平成22年8月

1. 旅券（査証欄の余白が2頁以上あるもの。旧旅券を保有されている場合には旧旅券も併せて提出願います。）
2. 査証申請書（日本査証申請センター〈JVAC〉で備え付けのもの
又は大使館ホームページよりプリントアウトしたもの） 1部
3. 写真（申請前6か月以内に撮影された縦4.5cm×横4.5cm、白黒、カラーを問わず無修正、
無背景で鮮明なもの。申請書に貼付） 1枚
4. 質問票
（該当箇所にチェック及び記入、申請者の署名が必要） 1部
5. 住居登録証（タビアン・バーン） 原本・写し各1部
6. ①就職されている方は所属会社が作成した在職証明書（役職名、入社年月日、月給及び休
暇期間を記載）
②自営業の方は商業登記簿本
③16歳以上の学生の方は在学証明書及び扶養者の在職証明書又は商業登記簿本
④主婦など被扶養者の方は扶養者の在職証明書又は商業登記簿本 原本1部

（いずれも申請前3か月以内に発行されたもの。無職の方および証明書の入手ができない方
についてはその旨書面にてご説明下さい。）
7. 初めての渡航で改姓・改名歴のある方、又は前回の渡航後、改姓・改名をされた方は、
改姓・改名を証明する書類（改姓・改名証明書、婚姻、離婚証明書等） 原本・写し各1部
8. 銀行通帳（本人又は扶養者名義のもの） 原本・写し（全頁）各1部
（申請人本人が旅費を負担する場合。但し、公務員、株式上場企業・国営企業、大学等に
勤務される方で月収が2万バーツ以上であることが在職証明書等から確認できる場合に
は銀行通帳の提出は免除されます。これらの方の扶養親族の申請についても同様です。）

※知人訪問の場合は上記書類に加えて以下をご提出願います。

- ① 渡航理由を証明する書類：（但し過去3年以内に渡日したことがある方については省略
可能）
知人関係を証明する文書（知り合った時期・経緯を明記して下さい）、一緒に撮った
写真、手紙、日本側知人の旅券写し（氏名、写真及び出入国証印のある項）等。
- ② 日本側知人が旅費等を負担する場合：
日本側知人にかかる右証明書のうちいずれか1点（納税証明書、預金残高証明書、
確定申告書控、所得証明）

なお、身元保証書等のご提出については任意です。書式については特に定められておりませ
んが、外務本省ホームページ「国籍別ビザ（査証）申請案内」
http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/visa/kokuseki/kokuseki_13.html に書式見本がございますので適
宜ダウンロードしてご使用頂けます。

※裏面の留意事項をよくお読み下さい。

[留意事項]

申請の際には、次の事項について留意願います。

1. 提出書類が不備な場合は、申請は受理されません。
2. 旅券返却日は申請時に旅券と引き替えにお渡しするレシートに記載されていますのでご確認下さい。最短で査証申請受付日を含め5営業日に返却しております。

また、査証を発給した場合には旅券に査証を貼付してあります。

しかしながら、初めて日本へ渡航される方等、渡航目的やその他個別の事情により審査に5営業日以上を要すると思われる方については、場合によって追加書類の提出をお願いするほか、申請人の方との面接や日本の外務省への照会等が必要となります。その際は、改めて審査が終了した時点でお電話する旨連絡させていただきます」。希望の渡航予定日までに審査が終了しないこともありえますので、日数に余裕を持って早めに申請願います。(申請から1週間以上経過しても日本査証申請センター、又は、大使館から連絡がない場合は、当センターのホームページやお電話で審査状況をお問い合わせ頂くことが可能です。その際にはレシートに記載されたバーコード番号(数字8桁)をお伝え下さい。)

なお、即日発給等の早期発給要請には対応致しかねます。

[問い合わせ先]

日本査証申請センター (J V A C)

電話番号：02-632-1541~4

ホームページ：<http://www.jp-vfsglobal-th.com>

Email：info.jpth@vfshelpline.com

在タイ日本国大使館領事部 査証班

電話番号: 02-207-8503、02-696-3003

FAX: 02-207-8511

ホームページ：<http://www.th.emb-japan.go.jp/index.htm>